

2021年11月吉日

お客さまへ

岡三にいがた証券株式会社

## 2021年末時点の個人番号が未告知であるお客さまの NISA口座のみなし廃止に関するお知らせ

令和3年度税制改正に基づき、2021年12月31日時点において2017年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座（以下、「NISA口座」）を開設していただいている、個人番号未告知のお客さまにおかれましては、2022年1月1日に当社に対して、「非課税口座廃止届出書」の提出をしていただいたものとみなす、いわゆる「みなし廃止」措置により、当該NISA口座を廃止させていただきます。

今回のNISA口座のみなし廃止の措置にあたって対象とさせていただく個人番号未告知のお客さまとは、2017年分の非課税管理勘定の設定において「非課税適用確認書の交付申請書」または「非課税口座開設届出書」をご提出いただいた際に個人番号の告知を行われておらず、設定後に個人番号の告知を行っていただいている場合であっても、2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定されていないお客さまとなります。

お客さまが、2022年以降のNISA口座の開設を希望されない場合には、特段のお手続きは必要ありません。

しかし、2022年以降も引き続きNISA口座を開設することを希望される場合には、2021年12月10日までに「非課税口座開設届出書」を当社にご提出いただくとともに、ご氏名・ご生年月日・ご住所を確認できるご本人確認書類（運転免許証等）をご提出いただく必要があります。また、2017年分の非課税管理勘定を設定後も個人番号の告知をいただいていないお客さまは、前記の書類のご提出に加えて、個人番号の告知も合わせて行っていただきますよう、お願い申し上げます。必要書類等のご質問・ご請求につきましては、お取引店の担当者までご連絡ください。

以上